

南宋臨安と東南会子

高橋 弘 臣

はじめに

周知の如く、北宋時代には伝統的な貨幣である銅錢や金・銀・絹等に加えて、新たに紙幣が使用され始めた。南宋時代に入ると、主として金・モンゴルとの戦争に伴い膨張する軍事費を支払うため、紙幣は大量に発行され、価値下落等が問題となりつつも、官民双方で盛んに使用された。南宋時代の紙幣運用は複雑であり、政府は四川において、北宋時代から継続して錢引という紙幣（交子を改称）を使用したのに加えて、紹興三十一年（一一六一）以降、江南・江北で東南会子を発行した。また江北では隆興元年（一一六三）から湖北会子、乾道元年（一一六五）からは淮南交子という紙幣をも発行した。十三世紀に入ると、政府は四川でも東南会子を発行している。さらに景定五年（一二六四）以降になると、東南会子とともに金銀見錢関子という紙幣を発行した。南宋の紙幣に関する先行研究は数多いが、本稿では南宋の紙幣の中核をなした東南会子を主に取り上げ、都である臨安との関わりという観点から検討を行ってみたい。

臨安における東南会子を対象としたのは、筆者のこれまでの臨安研究の一環として、会子に対する検討を通じてそ

の財政や経済の状態をうかがつてみたかつたからである。また都という特殊な場所であるため、臨安の会子に関する諸問題は他の地域と別途に検討を行う必要があるにもかかわらず、そのような研究が少ないことも理由として挙げられる。

臨安における会子を扱つた先行研究を通観すると、専論として、臨安の金融業者の発行する手形が紙幣に移行する経緯を検討したものが¹⁾ある。しかしそれ以外では、会子の運用制度や価値の他、臨安の商業等を総合的に検討した論考²⁾において、臨安の会子に関する言及がなされている程度である。先行研究では、例えば政府が臨安において、会子を一体どのように運用していたのか十分明らかにされていないとは言い難い。また臨安では他地域よりも会子の価値が高かつたといわれているが、その原因についても十分な説明はなされていない。さらに運用制度・運用政策の枠内、即ち私経済の局面における会子の使用状況についても検討を加える余地が残されている。

本稿では如上の問題点を踏まえ、東南会子が発行される経緯を概観した後、臨安における会子の運用策、会子の価値、会子の使用状況等の点について、基礎的な検討を試みることにしたい。なお本稿では原則として、単に会子といった場合は東南会子を、関子といった場合は金銀見銭関子を指す。また『建炎以来繫年要録』を『要録』、『宋会要輯稿』を『宋会要』、『宋史全文統緒資治通鑑』を『宋史全文』と略記する。

一 東南会子発行の経緯

東南会子発行の直接的な原因となつたのは、対金戦争に起因する軍事費の増大と貨幣、特に銅銭の不足である。³⁾紹興三十一年(一一六一)九月、隆興二年(一一六四)末に行われた対金戦争の準備に伴い、南宋政府は財政支出が増

大し、支払い上の貨幣不足に陥った。戦争が始まる直前の紹興三十年四月には、左蔵庫の保有する銅錢・銀がただ明日の支出を満たすのみという状態に陥り、開戦後の隆興元年八・九月には、戸部の収支において銅錢の不足が六百万貫に上ったといわれる。一方、貨幣供給策としての銅錢の鑄造は不振であった。北宋時代には江南で有力な銅の鉞脈が発見されたこともあり、銅の産出額は熙寧四・五年（一〇七一・七二）には総計二千七百七十四万斤にのぼり、銅錢の鑄造額も元豊三年（一〇八〇）には五百六万貫を記録した。ところが南宋時代になると銅資源の枯渇に加えて、戦争に伴う混乱、経営の失当等もあり、銅の産出額が激減し、紹興年間（一一三一～六二）末には総計二十六万三千斤余りに落ち込んだ。その結果、銅錢の鑄造額も北宋と比べると激減した。紹興二十八年には、南宋政府は産出した銅に加え、民間の銅器を大規模に回収してまで鑄錢を敢行し、鑄造目標額を五十万貫と定めた。しかし、例えば紹興三十一年の鑄造額は十萬貫に止まった。銅錢の鑄造は、政府の貨幣不足を緩和する手段とは到底なり得なかった。

そこで政府は臨安の金融業者が発行し、事実上の通貨として臨安城内外で使用されていた手形便錢会子に着目した。政府はまず紹興三十年六月、地方政庁としての臨安府に命じて会子の経営権を獲得させると、同年十二月、財政支出に会子を使用し、貨幣、特に銅錢の不足を解消することを決定した。そして翌三十一年二月より政府自らが会子を印造し、三月からは臨安の官僚・兵士の俸給支払いに会子を使用し始めた。これが紙幣東南会子のはじまりである。

政府は七月、会子の使用区域を臨安から浙西路全体、さらに国境を防備する軍隊が駐屯しており、軍事費を支払うため貨幣に対する需要の高かった淮南・湖北・京西・江東・江西路へと拡大した。この時の会子発行額は三百万～四百万貫と見積もられ、額面は一・二・三貫の三種類である。また会子一貫＝銅錢七百七十文の比価が設定された。なお臨安には会子務が置かれ、会子を銅錢と兌換させていた。

対金戦争が終結し、乾道年間（一一六五～七三）に入ると、政府は財政赤字から元年十二月～二年二月にかけて、会子三百万貫を改めて印造した。もともとこの後政府は、軍備の縮小とともに会子の使用を一旦停止した。即ち二年七月には会子の印造をやめ、十一月には官僚・兵士の俸給支払いに専ら銅錢・銀を用いるようになった。また六月以降、納税・上供に使用させる会子の比率を、それまでの会子・銅錢半々から会子二分・銅錢八分、会子一分・銅錢九分と引き下げていき、十一月には会子の使用を停止した。さらに十一月からは政府の蓄財を放出し、引き換えに残留する会子を回収しようとした。

ところが政府は会子の使用を停止してみたものの、会子に代わり財政赤字を補填する手段を見つけないことができなかった。結局政府は乾道三年七月以降、未回収の会子四百九十万貫を三衛（殿前司・侍衛馬軍司・侍衛歩軍司）兵士の俸給支払いに継続使用することとした。次いで同年十一月～十二月にかけて、新たに一千万貫の会子を印造し、官僚や三衛以外の兵士の俸給といった諸経費支払いに使用することを決定した。そして乾道四年三月からこの新会子の発行を開始したのである。新会子には使用に便宜をはかるため、額面二百・三百・五百文の零百会子（所謂零会）が新たに加わっている。また新会子には原則として銅錢と兌換されず、不換紙幣として運用されたのであり、その使用区域は四川を除く南宋領内全域であった。さらに新会子には界制（紙幣の流通期限（界）とその間の発行額（界額）を定めた制度）が施行され、当初一界＝三年、界額一千万貫と定められた。

これ以後会子は複数界の併用、界額の増大という形で増発されていくことになる。⁴ 具体的には、政府は新会子を発行した翌年の乾道五年正月より界制を変更し、両界併用とした。即ちこの時本来第一界会子と引き換えるため準備していた第二界会子を発行し、第一界会子と併用させたのである。かくて事実上二千万貫の会子が流通するようになった。なお第二界は五年間（乾道五年～淳熙元年（一一七四））、第三・第四界は九年間（各々乾道七年～淳熙七

年、淳熙元年（淳熙十年）に延長された。また界額について見ると、第六界千八百万貫、第七界二千三百万貫、第九界三千万貫と増加が続いている。十三世紀に入ると、金・モンゴルとの戦争が続いたことから、膨張する軍事費を支払うため三界の会子が併用されるケースが出現し（第十一～第十三界、第十四～第十六界）、界額も一億貫を超えるようになっていく。十三世紀以降、会子が増発されていく具体的な状況については後に述べる。

二 臨安における会子運用策

1 会子の発行

臨安において、会子は政府の様々な支払いに用いられた。既に述べた如く紹興三十一年（一一六一）三月、政府は会子の使用を臨安の官僚・兵士に対する俸給の支払いに充てることから始めた。具体的には『要録』卷一八九、同年同月甲午条に

戸部奏、左蔵西庫見錢不多、所有月支券食等錢、欲以銀・會品搭。諸司百官、以十分為率、六分折銀・四分會子、軍、五分折銀・三分見緡・二分會子。從之。

とあり、この時左蔵西庫の保有する銅錢が少ないという理由で、臨安の諸官庁の官僚及び兵士は、俸給のうち本来銅錢で支払われる部分を、前者は六分銀・四分會子で、後者は五分銀・三分銅錢・二分會子で支払われることになったのである。

もつとも前節で述べた通り、乾道二年（一一六六）十一月、政府は官僚・兵士の俸給支払いにおける会子の使用を一旦停止し、専ら銅錢・銀を使用するようになった。ところが『建炎以來朝野雜記』甲集卷一六「東南會子」に、乾

道三年七月己亥のこととして次のようにある。

然銀直既低、軍士患其折閱、殿帥王琪因為執政言之。〔曾〕欽道復以分数支会子。上不欲。魏丞相曰、今会子已非前日比。上許之。

殿前都指揮使の王琪が、民間で銀の価値が低落しているため、俸給を銀で支払われる兵士が苦しんでいると上言したところ、当時戸部侍郎であった曾懷（字欽道）が分数を以て、即ち一定の比率にしたがい他の貨幣とともに、会子で俸給を支払うことを提案した。結局それが裁可されて、三衛兵士の俸給支払いに会子が再び使用されるに至ったという。三衛は禁軍であり、多くが臨安に駐屯しているから、この措置によって臨安の兵士の俸給が、再び会子で支払われることとなったのである。

またやはり前節で述べた如く、政府は乾道三年十一月～十二月にかけて、新たに会子一千万貫を印造し、翌四年三月から諸経費を支払うため発行を開始した。上引『建炎以来朝野雜記』史料の続きには「四年春、詔して諸軍・諸司は皆分数もて会子を支す……（割註…三月甲申）」とあり、乾道四年三月に詔が下され、諸軍諸司（三衛以外の諸軍や諸官庁と理解される）の兵士・官僚に支払われる俸給においても、やはり分数を以て、他の貨幣とともに会子を用いるよう定められている。この時以降、臨安の官僚や三衛以外の諸軍（就糧禁軍や廂軍等）兵士も、俸給の一部を会子で支払われるようになったのである。

臨安では、会子は和羅の代金支払いにも用いられた。乾道三年六月、臨安に二百万石倉という穀物倉が設置された⁽⁵⁾が、『宋会要』食貨六一一～六一六「京諸倉」、乾道三年七月二十三日条に

詔、今歳後（俟の誤り？）秋成、委行在和羅場官吏、於新置二百万石倉内糴米二十万石、所有本錢、撥省倉等処見錢・会子充、若本錢不足、以經常窠名錢内貼支。

とあり、翌七月そこで米二十万石を糶するため、省倉等の銅銭とともに会子を撥して本錢（買い上げ費用）に充てたという。なおこの史料によれば、省倉において、二百万石倉よりも早く会子が和糶本錢に用いられていたことがうかがえる。省倉とは臨安に設けられた穀物倉の中核をなす倉庫であり、紹興十一年六月に上界・中界・下界という名称が付され、総額百五十万石の米を収納することとなった。備蓄された米は、専ら官僚・兵士の俸給に充てられている。臨安にはこれら省倉・二百万石倉の他にも、住民に食糧を供給するため、豊儲倉・淳祐倉・端平倉・平糶倉等、様々な穀物倉が設けられ、各々が和糶を行って米を買い上げ備蓄していた。会子は南宋末に至るまで、そうした穀物倉における和糶の本錢に用いられていたことが確認される。

会子は臨安において、皇族に対する種々の支払いにも使用された。『武林旧事』卷七「乾淳奉親」には、乾道三年三月十日、宮中で行われた花見の際に、皇太后が妃の劉婉容に対し、玉軸・沈香・白玉・北珠・銀絹三百両等とともに会子三万貫を賜ったとの記述がある。この後淳熙年間（一一七四～八九）以降になると、会子が皇族に対する賜与や諸経費の支払いに用いられる事例が増えてくる。具体的には南郊大札・明堂大札の際、太上皇帝（高宗）・太上皇后（吳皇后）に対し、しばしば供奉と称して封樁庫から一回五万～十五万貫程度の会子が賜与された他、高宗が退位後居住した德寿宮の費用として、会子一万貫余りを毎月左藏南庫から支給することが定められている。また『宋会要』帝系二一五八「濮秀二王雜録」、開禧元年（一二〇五）七月二十一日条に

詔、崇王元賜第以居民遺火沿燒不存、（趙）師揆未有居止。支降度牒一百道・会子二万貫、依顯仁皇后等宅体例、自行蓋造。

とあり、同書礼二二一四「群臣士庶家廟」、嘉定十四年（一二二二）正月二十日条には

詔、封樁庫支撥度牒一百道・会子一十万貫、豊儲倉支撥米五千石、並給付憲聖慈烈皇后宅、充蓋造家廟等用。

とあるように、皇族の邸宅・家廟等の建造費として会子が支給されることもあった。なお皇族に対する賜与ではないが、妃嬪が妊娠し、出産が近づくと、宮中でお産に関わる官員・医師・吏人に対し、銀・絹・会子が下されるという規定も設けられている。⁹⁾

会子は臨安に駐屯する三衛や班直等の兵士に対する賜与にも用いられた。特に目を惹かれるのは、臨時の賜与だけでなく、定例賜与にも会子が使用されるようになった点である。即ち如上の兵士には正月・大閼・大札等の際、定期的に賜与が行われ、銅銭・金・銀等が支給されていたが、淳熙年間以降、そうした賜与にも会子が用いられているのである。例えば『宋会要』兵二〇―三三「軍賞」、淳熙十三年正月一日条に

詔、殿前司・馬軍旧司・歩軍司官兵、諸班直軍兵、皇城司親從親事輦官等人、並依則例、令主帥并所隸官司、各日下從実開具所管人、同合支錢數、報提領封樁庫所、以（封の誤り？）樁庫所以樁管会子降付、逐処即時当官支給。

とあり、正月の言わば祝儀として臨安の三衛や班直の兵士に対し、封樁庫から会子を支給するよう詔が下されている。また慶元二年（一一九六）には大閼の際の賜与として、三衛・班直の兵士約十万一千人に対し、封樁庫の会子計五十一万貫余りが支給されたこと、嘉泰三年には大札の際、三衛等に対して実施される賜与において、銅銭・銀とともに会子も支給するよう定められていたことを伝える史料も検索される。¹⁰⁾

臨安には貧しい下層の人々が多く居住していた。下層民とは、具体的には屋台・露店等を出したり、振り売りをしたりする商人、零細な職人、日雇い労働者、物乞いをして生活する浮浪者等であり、文字通りその日暮らしと云って良い人々である。¹¹⁾ 政府は彼らの生活が苦しくなる冬期や長雨の時等にしばしば賑恤を行い、銅銭や米等を支給していたが、嘉定年間（一二〇八―二四）頃からそれらとともに会子を支給するケースが目につくようになっていく。また

火事の被災者や、臨安に流入してきた流民に対しても、賑恤のため会子を支給した。乞丐の暖房費として、貧民の埋葬費として、官が強制撤去した屋台・露店の商人に対する賑恤として、会子が支給されたケースも目睹される。なお臨安に駐屯する三衛の兵士に対しても、大雪や長雨の際、或いは戦死者の遺族や病人に対する賑恤として、しばしば会子が支給されている。賑恤の際には、封樁庫・左蔵南庫等から一回あたり少ない時で二千〜三千貫、多い時には二十万〜百万貫に及ぶ会子が支給されており、一人もしくは一戸あたりの支給額は、恐らく会子の額面の故であろう、二百文〜五百文、五貫・十貫等となっている（以上は表1参照）。

上記以外にも淳熙年間以降、会子は臨安において、政府の様々な支払いに用いられていた。主な事例を紹介すると①淳熙十一年八月、修内司が製造する神勁弩箭等の費用に封樁庫の会子二万五千貫が充てられ、②同十六年十二月には国史日歴所が『至尊寿皇聖帝日歴』三冊を編纂する際の雇工銭として、戸部から会子九千余貫が下された。③嘉泰二年（一一〇二）十二月には左蔵庫の拡張修復工事の費用として、封樁庫から会子一万貫が支降された。④紹定四年（一二三二）九月に臨安で発生した大火の復興費用を支払うため、政府は本来第十四界会子を回収するため準備していた第十六界会子を、第十四界会子と交換することなく財政支出の面から発行した。そうした会子の大部分は、臨安で発行された筈である。この時の大火では太廟等の重要な建造物が焼失しており、会子は主にそれらの再建費用に充てられたと見られる。⑤咸淳九年（一二七三）三月、辺防問題を迅速且つ機密裏に処理するため機速房という機関が臨安に設置された際、その経費として封樁庫から金五百両・銀一万両とともに第十八界会子二十万貫・金銀見銭関子五万貫が支給された等という記事も検索される¹²⁾。

また『武林旧事』や『夢梁録』等を通観すると、時期は定かにならないが、これまで紹介した以外にも、会子が政府の支払い、特に官僚や兵士以外の人々を対象とする賜与に使用されていたことを伝える興味深い史料が検索され

表1 臨安における会子を用いた賑恤一覧

年号	年	月 日	賑 恤 の 内 容	出 典
乾道	9年 (1173)	閏正月17日	雪寒により細民が糧食しているため左藏南庫より会子6,000貫、豊儲倉より米3,000石を下して臨安府に付し、1人200文・1斗を支給す。	『宋会要』 食貨59-52
	嘉泰元年 (1201)	7月21日	火事の被災者で寺観廟宇に安泊する者1,321家、5,345口(大人4,077、小児1,268)に対し、大人は銭500文・米5升、小児200文・2升を支給。銭として封椿庫より会子を、米は豊儲倉から支給す。	『宋会要』 食貨58-23
嘉定	元年 (1208)	12月18日	封椿庫から会子2,000貫、豊儲倉より米2,000石を撥し、流民560戸、計2,081人を賑済す。	『宋会要』 食貨68-104
	2年	4月8日	病の癒えた貧民に対し、封椿庫より会子3,000貫、豊儲倉より米2,000石を撥して支降す。	『宋会要』 食貨68-105
3年	4月11日	封椿庫をして官会2,000貫文を降して臨安府に付し、乞丐に支給し煖堂賃銭に使用せしむ。また内藏庫から銭会併せて20万貫を出し、行在の諸軍を優恤す。	『宋会稿』 食貨58-27 ~28 兵20-40	
		4月14日	臨安府城内外の細民で埋葬費用を捻出できない者を賑恤。埋葬費用として封椿庫から官会3万貫を支給す。	『宋会要』 食貨58-28
	7年	10月1日	長雨が続くため、三衛の軍人のうち家族が多い者には封椿庫より会子1万2,000貫を支給す。また三衛の戦死者の遺族や病人には別途封椿庫から会子1,500貫を支撥して存恤す。	『宋会要』 兵20-40
	8年	4月12日	封椿庫をして会子1,500貫を支撥して殿前司に付し、600貫を歩軍司に付し、孤幼病患に給散せしむ。	『宋会要』 食貨58-29
13年	5月8日	時雨がやまざるため、三衛の兵士のうち家族の多い者に対して、封椿庫から会子合計1万2,120貫を支給した。	『宋会要』 兵20-40 ~41	
		12月7日	封椿庫に会子2万8,116貫を、豊儲倉に米3,439石8斗を出させ、全焼・半焼した人戸及び踐踏された人戸計2,575戸に支給す。	『宋会要』 食貨58-32 ~33
	12月15日	封椿庫より会子6,345貫を支降し、撤去した蓬屋・浮鋪、小經紀等の人を賑済。橋道の上下の浮鋪には10貫、沿河の牆下の鋪には5貫を支給す。	『宋会要』 食貨68-108 ~109	
	淳祐3年 (1243)	11月甲子	雪寒を以て封椿庫の第18界楮幣20万を出し、臨安の細民を賑恤す。	『宋史全文』33
4年	11月戊午	霽雪を以て封椿庫より第18界楮幣20万を出し、臨安の細民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』33	
5年	7月乙巳	封椿庫より第18界楮幣20万を出し、臨安の細民を賑恤す。三衛諸軍に給散することまた之の如し。	『宋史全文』34	
6年	2月壬申	雪寒を以て封椿庫の第18界楮幣10万を出し、三衛諸軍に給す。	『宋史全文』34	
8年	12月辛巳	隆冬厳寒にして軍人易からざるを以て、封椿庫の第18界官楮20万を出し、三衛を賑わしむ。	『宋史全文』34	
11年	4月壬辰	殿前司に第17界会子10万貫・絹1,000疋、歩軍司に〔第17界会子〕5万貫・絹500匹を賜い、椿留し貧乏及び家族の多い官兵に済給せしむ。	『宋史全文』34	
宝祐	12年 (1253)	8月己巳	封椿庫の第18界楮40万を出し、行在の軍民を賑わす。	『宋史全文』34
	元年 (1253)	10月丙午	封椿庫の楮40万を出し行都の軍民を賑わす。	『宋史全文』34
2年	9月甲辰	長雨を以て封椿庫の第18界楮20万を出し、三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』35	

宝祐	3年	10月庚午	詔し、封樁庫の會子13万を撥し、殿前司・歩軍司を犒う。	『宋史全文』 35
	4年	2月庚辰	封樁庫の楮幣20万を出し、殿前司・歩軍司・馬軍司をして給犒せしむ。	『宋史全文』 35
	5年	6月癸卯	封樁庫の第18界楮幣20万貫を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 35
開慶	6年	10月己亥	瑞雪を以て封樁庫の第18界楮幣20万を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 35
		3月庚申	詔し封樁庫の第18界楮幣20万を出し、三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 35
	元年 (1259)	9月己巳	榷貨務の楮幣100万を出し、三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 35
		正月癸亥	雪寒を以て封樁庫の第18界楮幣20万を出し、三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36
景定	2年 (1261)	閏11月癸酉	雪により封樁庫の楮幣20万を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36
		正月庚辰	雪寒を以て封樁庫の第18界楮幣30万を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36
	3年	6月乙未	榷貨務の第18界楮幣5万を出し、三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36
		8月癸巳	久雨を以て封樁庫の第18界楮幣20万を出し、三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36
		12月己丑	封樁庫の第18界楮幣20万を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36 ・『宋季三朝政要』 3
	4年	正月戊寅	久雨を以て封樁庫の第18界楮幣20万を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36
		11月辛丑	禱雪するも未だ応ぜず、封樁庫の第18界楮幣25万を出し、都民を賑わす。	『宋史全文』 36
		12月庚申	詔し瑞雪により封樁庫の第18界楮幣40万を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36
		12月庚午	詔し、封樁庫の第18界楮幣40万を出し、在京の軍民を賑わす。	『宋史全文』 36
	5年	3月	会〔子〕を出し、軍民を賑わし、宿衛を犒う。	『宋季三朝政要』 3
7月丁丑		詔して封樁庫の第18界會子20万を出し、都民・三衛諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36	
10月丙寅		封樁庫の〔金銀見〕錢関〔子〕20万を出し、都民・諸軍を賑わす。	『宋史全文』 36	

〔注〕『宋会要』は『宋会要輯稿』の、『宋史全文』は『宋史全文統資治通鑑』の略称であり、『宋会要』の数字は頁数を、『宋史全文』・『宋季三朝政要』の数字は巻数を示す。なお単に「楮幣」「楮」とある場合でも、界次が記されているのは明らかに會子である。また界次が記されていない場合でも、金銀見錢関子が発行されたのは景定5年であるから、それ以前の「楮幣」「楮」は會子ということになる。

る。¹³⁾ 挙例するならば①夏安居結制後、楞嚴会中の寺院に対し、国家と民衆の安泰が祈願されるからであろう、銅銭・絹・金・銀等と並んで会子が下賜されている。②元宵節の際、胥吏が街頭において小経紀に対し、祝儀として会子を振る舞い、そうした行為を「買市」と呼んだという。さらに③上元觀燈節の後、点検贖軍激賞酒庫管下の酒庫が酒の蔵出しをする時に、臨安府から妓女や胥吏等に賞品として会子・関子が支給された、④二月八日祠山神の生誕を祝う日に西湖で行われる竜船の行列に対し、知臨安府から会子が賜与された、等という事例も目睹される。

以上、臨安において政府が会子を発行する様子について通観した。会子は当初官僚や兵士に対する給与、和羅の代金の支払い等に用いられていたが、淳熙年間以降、それら以外にも多様な支払いに充てられるようになっていく。このことは臨安において、会子の発行額が増加していたことを示す事象と見なされよう。また十二世紀後半になると、賜与や賑恤一回あたりの会子の発行額が百万貫を超えるケースも目睹されるようになる。例えば宝祐六年(一二五八)九月には会子百万貫を出して三衛の兵士を賑恤したとい(表1参照)、徳祐元年(一二七五)には第十八界会子計百三十万貫がやはり三衛の兵士に賜与されている。¹⁴⁾ こうしたことからも、時代を経るに従い、臨安において会子が増発されるようになっていった様子がうかがえる。

上述の如く、支出における会子の使途が多様化するのに伴い、官僚・禁軍の兵士・皇族や和羅の際に米を納入する商人以外にも、多様な人々が会子を受け取るようになった。特に注目すべきは、賑恤を通じて、貧しく零細な商人や職人、物乞い等の下層民も会子を手にするようになっていったことである。臨安では上からの強制という形ではあったが、下層の人々が会子に接する機会は多く、会子は彼らの間にも普及していたのである。

臨安において会子が増発された背景に界額の増大、即ち会子総発行額の増大があつたことは言うまでもないが、増発の直接的な原因として指摘されるのは、やはり臨安における財政支出の増大である。金、さらにはモンゴルとの戦

争に伴う軍事費の膨張はもとより、それ以外に政府機構・国家機構の整備拡充も、都である臨安の財政支出を増大させたと思われる。『建炎以来朝野雜記』甲集卷一七「国初至紹熙中都吏禄兵廩」に

祖宗時、中都吏禄兵廩之費、全歲不過百五十万緡。元豐間、月支三十六万。宣和崇修無度、然後月支百二十万。渡江之初、連年用兵、然猶月支不過八十万。至淳熙末、朝廷無事、乃月支百二十万、而非泛所支及金銀緡絹不与焉。以孝宗恭儉撙節、而支費擬於宣和、則紹興休兵以後、百司宮禁循習承平旧弊、日益月增、而未能力裁削故也。

とあり、紹興十二年に宋金和議が成立してから、臨安の諸官庁や宮中の経費が増え続け、臨安の財政支出額は、淳熙年間末には経常支出だけで、放漫な財政運営の行われた北宋末宣和年間（一一一九～二五）の開封の支出額に比肩する程に膨れあがっていたというのである。このことは、淳熙年間に入って会子が増発されるようになったことと無関係ではないであろう。また臨安が一つの都市として建設整備されるのに伴い、支出が増大するということもあった筈である。例えば臨安には火災が多く、前述した紹定四年以外にも数万家を焼くと表現されるような大火がしばしば発生しており、その復興費用や消火・防火体制の整備も支出の増大を招いたのである¹⁷。飲料水の確保といったインフラの整備や運河の浚渫等も、臨安の支出を増大させた原因に数えられよう¹⁸。

一方、銅銭の鑄造について見ると、地方の錢監において鑄造された銅銭の殆どは臨安に上供され、内蔵庫等の財庫に分納されていた¹⁹。しかし鑄造額は紹興年間以降も年間十萬貫程度に過ぎず²⁰、支出の増大に伴う貨幣不足を解消することは到底できなかったと考えられる。このような支出の増大、銅銭の供給不足が臨安の財政の会子に対する依存を強めさせ、会子の発行増大につながったのである。

2 会子の回収

発行された会子は、回収されなければ流通界にだぶつき、価値の下落を招くことになる。臨安で行われた会子の回収策とは次の通りである。

第一は銅銭との兌換である。既述の如く、政府は紹興三十一年に会子の発行を開始するとともに、臨安に会子務を置き、会子と銅銭を恒常的に兌換させた、換言すれば銅銭との兌換によって会子を回収した。会子務は権貨務都茶場の附属機関として紹興三十一年二月に設置され、翌三月には五場が増設された。因みに会子務は会子と銅銭との兌換だけでなく、会子発行に関する事務を総括しており、会子の印刷等も行っていたという。もともと新会子が不換紙幣であったため、会子務は乾道四年三月、新会子が発行される際には廃止されていた。¹⁹⁾

第二として、政府は会子を税として徴収する、換言すれば会子を納税に使用させることによって回収した。一例として、商税に関して『夢梁録』卷一八「免本州商税」に

杭州五税場、自趙安撫節齋申請減放外、一歲共収十八界会四十二万貫為定額。

とある。ここに見える五税場とは臨安城内外に設けられた五箇所の商稅務（都稅務・浙江稅務・北郭稅務・龍山稅務・江漲稅務）のことであり、趙安撫節齋とは淳祐年間（一二四一〜五二）に知臨安府をつとめた趙与籌を指す。²⁰⁾この史料は知臨安府の趙与籌が商稅の減免を申し出た結果、第十八界会子で四十二万貫が定額、即ち年間の徴収ノルマとなったことを伝えている。当時臨安の商稅が、原則として会子によって徴収されていたことが知られよう。

また臨安では、権貨務都茶場が商人に売す塩鈔・茶引・鑿引等の手形を会子で購入させることによって会子を回収した。²¹⁾これらの手形は専売品である塩・茶・明鑿の言わば引き換え券であり、商人は購入した手形を携行して生産地に赴き、そこで手形と引き換えに専売品を受け取ると、定められた区域内で販売に従事した。商人が権貨務に

において手形を購入することは、専売税を納入することに他ならず、手形を会子で購入させたということは、専売税の納入を通じて会子を回収したことになる。そこで商人に手形を購入させる際、政府が設定した各種貨幣の分数（比率）について通観したい。

政府は隆興二年、臨安の権貨務都茶場が出売する塩鈔・茶引・鑿引のうち、価格の六分を輕齋（金・銀等）で、四分を銅錢で納入するよう命を下した。しかし現実には銅錢の部分を会子で納入することも許しており、乾道二年六月には四分のうち二分を必ず会子で納入するよう定めた。乾道九年五月には、輕齋で納入させる六分のうち、四分を銀で、さらに関子三貫^②を納入させた残りは、金・銀・会子を便に従い納入させることを許可しており、それまで輕齋で納入させていた部分にも会子を使用させるようになっていたのである。因みに臨安の権貨務都茶場における乾道六年の課額（手形の年間販売ノルマ）は八百万貫であり、その最低二割を会子で購入させたのであるから、手形の出売を通じて、年間少なくとも百六十万貫の会子を回収できたことになる。九年五月には輕齋の部分も会子による納入を許しており、回収可能な会子の額は一層増えた筈である。この後、手形購入時における各種貨幣の分数がどのように変化したのかについては、史料が残存しないため明らかにならないが、会子の増発に伴い、回収を強化するため、会子で購入させる部分の比率が引き上げられていった可能性もある。

第三として、財貨や有価証券との交換を通じた会子の回収が挙げられる。例えば会子務が廃止された後も、会子が増発され、流通界にだぶついた場合、臨安では一時的に銅錢を用いた会子の回収が行われた。『歷代名臣奏議』巻二七二「理財」所載の袁説友の上奏に

又降指揮、令封樁庫日出見錢数千緡亦下臨安府兌便……此亦重官会也。

とあり、臨安において政府が封樁庫から日々数千緡の銅錢を出し、それと引き換えに会子を回収させたという。因み

にこの上奏がなされたのは紹熙（慶元年間（一一九〇）～一二〇〇）頃と考えられる。⁽²³⁾

この後行われた対金戦争（いわゆる開禧用兵、開禧二年（嘉定元年（一二〇六）～〇八）の際には、軍事費を支払うため第十一界（第十三界の会子が併用され、総発行額は一億四千万貫に上った。⁽²⁴⁾）政府は増発した会子を回収するため、臨安において嘉定四年に封樁庫から金十五万両（一両＝銅錢四十貫）、度牒七千道（一道＝銅錢千貫）・官告綾紙乳香（乳香一套＝銅錢一貫六百文）計二千余りを発し、会子と交換させている。⁽²⁵⁾）因みに金を銅錢に換算すると六百万貫、度牒を銅錢に換算すると七百万貫であり、官告等二千余りを銅錢に換算するとの程度の額になるのか定かでないが、仮に二千余りを全て乳香として換算すると、三千二百貫となる。これらを合計すると千三百万三千二百貫となる。会子一貫＝七百七十文であるから、如上の金及び有価証券と引き換えに約千六百八十八万貫の会子を回収できたことになる。

また嘉定十年から再開された対金戦争の軍事費支払いに加えて、紹定四年九月に臨安で発生した大火の復興費用の支払いにも会子が用いられたため、紹定四（六年）にかけて第十四界（第十六界の会子が併用され、それらの総発行額は三億五千万貫に及んだ。⁽²⁶⁾）そこで『宋史全文』卷三二、紹定六年十月辛卯条に

詔、出内帑緡錢二十万、令臨安府措置兌易。

とある如く、政府は臨安において内蔵庫の銅錢二十万貫を出し、引き換えに会子を回収しようとした。この時政府は金銀等の財貨と引き換えに会子を回収するということも行っている。即ち呉泳の『鶴林集』卷二「繳薛極贈官詞頭」に

……〔薛極〕遂請捐内帑金銀度牒官詔及塩鈔壳乳香等、以收兩界。夫収一界可也。而并其二収之、所以耗国之财力、輕国之名器。在京十局、共支過金九万一千八百三十余兩、銀二百一万六千九百余兩、諸州品搭之數不与焉。

とあり、当時枢密使であった薛極は、臨安において金九万千八百三十余両・銀二百一万六千九百余両を支降して会子を回収させている。因みに会子一貫^①銅錢七百七十文であるから、銅錢二十万貫は会子二十五万九千七百四十貫となる。また銀一兩^②銅錢三貫三百文とすれば、銀二百一万六千九百両は銅錢六百六十五万五千七百七十貫となり、会子に換算すると約八百六十四万三千八百五十七貫となる。さらに嘉定四年に会子を回収した際の金一兩^③銅錢四十貫という比価を援用すると、金九万千八百三十兩は銅錢三百六十七万三千二百貫となり、会子に換算すると約四百七十七万貫となる。これらを合計すると会子約千三百六十七万五千七百七十九貫を回収できたことになる。

臨安における会子の発行額は、既に述べた通り年を経るに従い増加傾向にあったが、増発されたとはいえ、恐らく権貨務都茶場の発売する専売手形の発売や各種の徴税によって回収できる範囲に抑えられていたのである。そして戦争等によって、一時的にその額を超えて会子が発行されたり、外部から大量の会子が流入したりして、臨安における会子の流通が膨張した場合には、金・銀等の財貨や、度牒等の有価証券との交換を通じて余剰の会子を回収する措置が取られたと考えられる。

3 その他の運用策

政府は特に新会子を発行した後、それが不換紙幣であったこともあり、使用を強制する様々な措置を講じた。例えば『慶元條法事類』卷八〇「雜門・雜犯・隨勅申明・詐詐」、乾道四年五月五日条に

行使会子、不得邀阻・減剋、如違戾、許諸色人於所在陳告、每名追賞錢伍十貫、犯人從重斷罪追賞。

とあるように邀阻・減剋、即ち売買等の際に額面を割って会子を使用したり、会子の受け取りを拒否したりすることを禁止した。これ以外にも、会子の運用に携わる官吏に対しては、徴税における会子の受け取り拒否、上供における

会子の使用拒否、俸給支払いにおける会子の使用拒否等を禁止する法令が出されている。また民間の交易に関しては、田宅牛畜車船等を典売する際には銅銭・会子半々で支払うこととされた。これらの法令は臨安においても実施された筈である。なお交易における会子の使用強制令は、乾道九年正月に撤廃されている。⁽²⁸⁾

また政府は臨安の城門からの銅銭持ち出しを制限し、さらに禁止する、或いは臨安において銅銭の鑄つぶしに対する取締まりを強化する、等の措置を講じている。これらは会子が発行される以前から実施されているが、会子が発行されて以降は、単に臨安から銅銭が減少するのを防ぐだけでなく、銅銭の減少によってその価値が高騰し、相反して会子の価値が下落するのを防ごうという目的をも持つようになったと見られる。銅銭の量を増やすことが会子価値の維持向上につながる時人が認識していたことを示す一例として、『宋会要』刑法二一一四三「禁約」、嘉定十二年八月九日条所載の臣僚の言に

振起其折閱之漸、而杜絕其致弊之因、其策在錢而不在楮。……乞申明禁令、凡坑冶鼓鑄、責之所司、必欲歲數增衍、至於蕃賈之滲漏、工匠之鉅銷、豪民賊吏之藏積、嚴行禁止……則銅錢可以漸裕、子母可以相權、楮弊之蝨、不至於隨起而隨朴矣。

とある。即ち会子の価値下落（折閱）を防ぐ原因は会子にあるのではなく銅銭にあり、銅銭を増鑄し、国外への流出・鑄つぶし・蓄藏を厳しく取り締まれば銅銭の量は増え（て価値は低落し）、それに反して会子の価値は向上して単なる紙片ではなくなる、というのである。

臨安における銅銭の持ち出し制限令は、つとに会子が発行される以前の紹興二年十一月に出されており、この時には十貫以上の銅銭を城門から持ち出すことが禁止された。⁽²⁹⁾しかるに制限は厳しくなり、会子が発行された後の乾道九年には、『宋会要』刑法二一一五九「禁約」、同年三月六日条に臨安の城門に関して

臣僚言、伏見、朝廷禁止見錢三貫以上不得出城門。

とある通り、三貫以上の持ち出しが禁止されていたことが知られる。なお制限額が引き下げられた時期は不明であり、十貫から三貫へと一気に引き下げられたのか、或いは段階的に引き下げられたのかも史料がないためわからない。さらにこれ以後、やはり時期は不明であるものの、城門からの銅銭の持ち出しが全面的に禁止された。『西朝綱目備要』卷十一、嘉定二年五月甲寅条には「〔嘉定三年春〕又銅銭を禁じて都城を出づることなからしむ」とあり、嘉定三年には禁止措置の取られていたことが知られる。なおこの一文の続きには

於是行在会子每千為錢七百、諸路州界纔得其半云。

とある。この史料が言わんとしているのは、臨安では城内からの銅銭持ち出しが禁止されているため、城内の銅銭の量が多く、額面一貫の会子の銅銭に対する相場下落が七百分にとどまっているが、銅銭の乏しい諸路州界ではその半ば、即ち三百五十文程度にまで下落している、ということであろう。当時銅銭の持ち出し禁止令は会子の価値維持策の一環であり、且つ有効であると認識されていたことがうかがえる。政府が持ち出し制限を厳しくし、ついには禁止してしまつた背景には、単に銅銭の減少に歯止めをかけるだけでなく、会子の減価を食い止めようという意図がはたらいっていたと見なされる。

銅銭を鑄つづし、銅器を私造して販売することに対する禁止令は、いわゆる銭禁の一環として、つとに北宋時代から下されているが、中には特に臨安を対象として発せられたものもあった。『宋史』卷一八〇食貨志「錢幣」、淳祐八年条に

監察御史陳求魯言……京城之銷金、衢・信之鑪器、醴・泉之樂具、皆出於錢。……今京邑鑪銅器用之類、鬻売公行於都市。畿甸之近、一繩以法、由内及外、觀聽聿新、則銛銷之姦知畏矣。……有旨從之。

とあるのはその一例である。

三 会子の価値

南宋領内における会子の価値（銅銭に対する相場）について通観すると、南宋を通じて最も高かったのは臨安であつたと言つて良い。既に述べた通り、政府は会子発行時に会子一貫＝銅銭七百七十文の比価を設定したが、表2の如く、臨安では開禧用兵が行われた嘉定年間（一二〇八～一二四）の始めまで、会子の価値はこの官定比価を大きく下回ることとはなかつた。価値下落しても、会子の銅銭に対する比価は七百文にとどまつており、下落率は十パーセント以下である。しかるに臨安以外の地域では、会子が発行された当初、会子一貫＝銅銭八百文と会子の相場が官定比価を上回つたことがあり（湖北の石首）、淳熙年間（一一七四～八九）になつても七百文を超えていた（江陰軍で七百四十文、建康で七十文）。ところが十二世紀末の慶元四年（一一九八）になると、浙西の米の産地（蘇州・湖州等と考えられる）で六百二十～六百三十文、嘉泰年間（一二〇一～〇四）においても臨安を除くやはり浙西一帯で六百七十～六百八十文、江東・江西では六百文以下にまで低落していた。

もつとも端平～嘉熙年間（一二三四～四〇）に入ると、臨安でも会子の価値下落が進み、第十六・十七界会子が一貫あたり銅銭三百～四百文にまで落ち込んだ。一方、同時期に臨安以外の地域では、第十七界会子一貫が二百二十文であつたといわれる。また嘉熙年間（一二三七～四〇）の末、第十六界～第十八界会子が併用された時にも「湖南・江西等の処の如きは旧会の価極めて低く、京城及び京口等の処の如きは旧会の価稍や高し³¹」という状態であり、価値下落が進んでいたとはいへ、臨安における会子の価値は他地域より高かつたことが知られる。淳祐年間（一二四一～

表2 臨安における会子の価値

年次	会子の価値	出典	備考
淳熙9年 (1182)	771文	『周易国文忠集』卷144「論和羅」	
淳熙12年	750文	『容齋隨筆』卷14「官会折閱」	
嘉泰年間 (1201~04)	720~730文	『歴代名臣奏議』卷272「理財」所載、袁説友の上奏	
嘉定3年 (1210)	700文	『兩朝綱目備要』卷11 嘉定2年5月甲寅条	
端平元年 (1234)	330文 429文	『許国公奏議』卷1「応詔上封事條陳国家大体治道要務凡九事」	第16界会子 第17界会子
端平~嘉熙年間 (1234~40)	300文	『清正存稿』卷5「論待敵救楮二節上枢密院」	第17界会子

五二)以降、臨安における会子の具体的な価値は明らかにならないが、モンゴルとの戦争が続き、軍事費が膨張して会子が増発されていたため、回収・使用強制の強化措置等によって一時的に上昇することはあっても、長期的に見れば下落傾向にあったと考えられる。また景定五年(一二六四)に金銀見銭関子が発行された後、咸淳年間(一二六五~七四)の臨安の状況として『夢梁録』卷一三「都市銭会」には「(関子)頒行よりの後、諸行百市、物価湧貴し、銭陌消折す」とあり、物価騰貴が起きていることから、関子の価値は相反して下落傾向にあったと推察される。

では南宋領内において、会子の価値が臨安で最も高かったのは何故だろうか。また何故端平年間(一二三四~三六)以降、臨安でも会子の価値下落が進行したのであるか。臨安で会子の価値が最も高かった原因として挙げられるのは、およそ以下の諸点である。第一に、南宋の都であり、一説に百万人を超えるとも言われる人口を擁し、物資の一大集散地であった臨安では、商業活動が他の地域とは比較にならぬ程活発であった。そのような臨安においては、交換手段としての会子に対する需要も高かった筈であり、そのことが会子の価値を高からしめていた原因としてまず指摘されよう。

第二として、会子は皇帝・南宋政府の名のもとに発行されると言って良

いが、臨安は皇帝・政府のお膝元であり、その威光が浸透していた。それ故臨安では会子に対する信用が他の地域よりも高く、価値も安定していたのであろう。また臨安は政府の直轄下にあるため、会子の価値変動や流通状況を政府が把握しやすく、価値が下落しても回収を強化したり、会子が額面を割って使用されることを抑止するため、現場の官吏を督励して監視を厳しくさせる等の措置を講じることが比較的容易であった筈である。これらの点も、臨安で会子の価値が高かった原因と見なされる。

第三として、臨安では官僚や兵士の俸給支払いの他、賜与・賑恤・和糶等を通じて銅銭が放出された。臨安における銅銭の支出は、会子の増発と相反して減少していったと見られるが、十三世紀に入っても、賑恤等を通じて一回に十萬〜三十萬貫程度の銅銭が支出されているのである。^②また商人等によって外部から臨安へ持ち込まれる銅銭も当然あった筈である。政府が放出したり、外部から持ち込まれた銅銭の中には、徴税によって回収されるものの他に、退蔵されたり、禁令を冒して鑄つぶされたり、外部へ持ち出されたりしてしまうものもあったであろう。しかしそれでも臨安の、特に城内に流通する銅銭の量は、他の地域に比べるとはるかに多かったと推察される。そうした結果、臨安では銅銭が減少してその価値が高騰し、相反して会子の価値が下落するという事態が起こりにくかったのである。

第四として、臨安では会子の流通量が適正に管理されていた点が挙げられる。前節で述べた如く、臨安では稚貨務都茶場が塩鈔等の販売を通じ、少なくとも年間百六十萬貫の会子を恒常的に回収することができたし、それ以外にも徴税を通じてさらに多額の会子を回収し得た。また金との戦争等によって一時的に会子が増発されたり、地方で発行された会子が大量に臨安へ流入したりして、臨安における会子の流通量が膨張した場合、有価証券や封樁庫等から発した財貨との引き換えによって会子を回収することが行われた。臨安は都であるため、他の地方都市とは懸絶して大

量の財貨を備蓄しており、財貨との交換による会子の回収も容易であった筈である。前節で述べた通り、開禧用兵や紹定四年（一二三二）の大火の際には、臨安では千三百万〜千六百万貫程度の会子を回収するに足る財貨や有価証券が支降されている。恐らくこの頃までは、臨安における会子の流通量は、徴税や財貨・有価証券との交換を通じて、大きく価値下落しないまでに回収できる範囲におさまっていたのであろう。

ところが金、さらにはモンゴルとの戦争が恒常的になると、軍事費も増大の一途をたどり、会子の発行額も増え続けた。既に述べた通り紹定四年〜六年にかけて三界（第十四界〜第十六界）の会子が併用され、その総発行額は三億五千万貫を超えたが、その後も会子の発行額は毎年二億貫〜四億貫に上り、淳祐六年には実に六億五千万貫が発行されている。⁽³³⁾淳祐七年二月には会子の界制が廃止され、⁽³⁴⁾会子の発行は言わば垂れ流し状態となった。こうした結果、臨安における会子の発行・流通量は、徴税や財貨・有価証券との交換によって回収可能な額を超えるまでに膨張してしまったのである。端平年間以降、臨安でも会子の価値下落が進んだ原因としてこの点が指摘される。

それに加えて嘉熙四年九月以降、政府は第十八界会子と引き換えに第十六界会子を回収する際、第十八界会子一を以て第十六界会子五に充てさせた。また第十六界会子を回収した後、第十七界・第十八界会子を併用する際に、第十七界会子五を以て第十八界会子一に充てさせた。さらに景定五年に関子を発行した際にも、第十八界会子三を以て関子一に充てさせているのである。⁽³⁵⁾このように平価切り下げが頻繁に行われたことも、会子の信用を失墜させ、端平年間以降、臨安といえども会子価値の下落を引き起こす一因となったと考えられる。

四 会子の使用状況

会子は政府が設定した運用の枠組みの中で、換言すれば臨安の私経済の局面において、どのように使用されていたのであろうか。こうした疑問に答えてくれる史料は意外に少なく、実態をうかがうことは容易でないが、以下に断片的な史料を用いつつ、会子の貨幣機能に着目しながら若干の検討を行ってみよう。

会子は軽く持ち運びに便利であり、且つ計数貨幣であるため、信用が維持されていれば、重量の嵩む銅銭や秤量貨幣の金・銀、物品貨幣の絹等よりも、交換手段としての使用に便利な側面があった。前節で述べた通り、臨安では端平年間（一二三四～三六）までは会子の流通量が適正に管理され、信用も高かったことから、会子は交換手段として種々の支払いや決済に盛んに用いられたと考えられる。また後にも述べるが、会子は銅銭や金・銀と比べて耐用年数が短く、且つ界制が施行されていたため、恒久的な価値保蔵手段として使用することは実質的に不可能であった筈で、このことも会子の交換手段としての使用を促したであろう。

淳熙～慶元年間（一一七四～一二〇〇）頃の様子を伝えると見られる葉適の『水心別集』巻二「財計」中に凡今之所謂錢者反聽命於楮、楮行而錢益少。……大都市肆、四方所集、不復有金錢之用、盡以楮相貿易。

とあり、大都の市肆では銅銭が用いられず、盡く楮、即ち紙幣を以て交易の支払いを行ったと記されている。会子が発行された後も、零細な支払いには銅銭が用いられている事例があるので、この史料は誇張を含んでいると言わざるを得ないが、当時臨安をはじめとする南宋の大都市では、会子等の紙幣が交易における一定額以上の支払いや決済に多用され、銅銭や金・銀に代わる主要な交換手段と化していたことが窺知されるのである。『夢梁錄』をはじめとする都市繁盛記等によって、臨安における商業の繁栄は有名であり、「九～十三世紀の中国に生じた商業革命の代表的

「事例」とまで評されている。⁽³⁹⁾ そうした商業発展の背後には、交換手段としての使用に便利な会子が潤沢に供給されたという事情があったのであろう。都である臨安では、本来多くの商人・商品が輻輳して活発な商業活動が繰り広げられており、そのことが会子を受容する基盤になったと考えられるが、会子の投入によって、銅銭につきまとう重量やいわゆる銭荒等の問題が解消され、⁽⁴⁰⁾ 商業活動の活性化により一層拍車がかけられたのである。

さて会子の使用に関して、『夢梁録』には注目すべき記事が載せられている。即ち官僚や比較的裕福な商人等の間において行われたと考えられるが、結納の際に、会子が贈与の手段として用いられているのである。同書卷二〇「嫁娶」によれば、士大夫・官僚の結納において「又官会・銀錠を送り、之を下財礼と謂う」とあり、新郎が銀錠とともに官会即ち会子を贈り、それらが「下財礼」と称されたという。この記事の後文には

或下等人家、所送〔絹〕一二匹・官会一二封、加以鶯酒茶餅而已。

とあり、身分の低い家でも会子は結納の際に贈られていた。さらに媒酌人からも

更有媒氏媒箱、段匹・盤蓋・官楮・花紅礼合惠之。

とあり、新婦側に「媒箱」と称し、絹等とともに官楮即ち会子が贈られていたと見えている。逆に新婦の側から新郎の側への答礼としては

某女家以酒礼款待行郎、散花紅・銀樛・利市銭会訖、然後楽官作楽催妝、尅扱官報時辰、催促登車。

とあり、嫁迎えの当日、新郎の側から派遣された行郎（むかえのもの）に対し、ご祝儀として装飾品とともに銭や会子が贈られたという。本来このような贈与の手段として用いられた財貨は金・銀・絹・銅銭等であるが、そこに会子が加わっているのは、臨安において会子が高い信用を得ていたからである。⁽⁴¹⁾

臨安において、紙幣が物価の表示にも用いられていたことを伝える史料も検索される。『武林旧事』卷三「都人避暑」

に

茉莉為最盛、初出之時、其価甚穹、婦人簇戴、多至七挿、所直數十券、不過一餉之娛耳。

とあり、初物の茉莉の価格が数十券であつたと記されている。「券」とは紙幣を数える助数詞であるから、この数十券というのは紙幣と解釈されるが、『武林旧事』の書かれた時期からすると、会子ではなく景定五年に発行された金銀見銭関子である可能性、或いは会子・関子両方を指している可能性もある。『西湖老人繁勝録』「街市点燈」には

慶元間、油錢每斤不過一百会、巷陌爪札、歛門掛燈、南至龍山、北至北新橋、四十里燈光不絶。

とあり、慶元年間（一一九五―一二〇〇）において、街灯や門灯に用いられた燈油の価格が会子で表記されている。また『夢梁録』巻四「解圍」には、臨安で解試が行われる際、貢院の前にある受験生用の宿の部屋代について

其諸処貢院前賃待試房舍、雖一榻之屋、賃金不下數十楮。

とあり、楮で表示されている。なおこの楮というのも、『夢梁録』の記された時期からすると、会子ではなく関子、もしくは会子・関子両方の可能性もある。物価は銅錢で表示されるのが一般的であつた宋代において、紙幣で表示された物価を記す史料が目睹されるようになるのは、民間における紙幣普及の一端を物語る事象と言えよう。因みに南宋時代に甚だしく騰貴したのは、このように紙幣で表示された物価である。⁽⁴⁴⁾

さらに会子の機能に関して言及すれば、会子は紙製であるため、銅錢や金・銀等の金属貨幣と比べると耐用年数があるかに短かつた。⁽⁴⁵⁾ 加えて界制が施行されており、界が尽きれば会子は単なる紙屑になつてしまつた。しかも界制の運用は、実態においては期限が突然延長されたり、逆に短縮されたりする等、混乱していた。⁽⁴⁶⁾ それ故会子が一時的な価値保蔵手段として用いられることはあつても、恒久的な価値保蔵手段として用いられることはなかつたと考えられる。

以上、断片的な事例ではあるが、臨安の私経済における会子の使用状況について検討した。臨安では会子が交換手段として種々の支払いや決済に充てられる以外にも、物価の表示や贈与手段等の機能を發揮し、民間に普及していた状況がうかがえよう。なお衛涇の『後樂集』卷一五「知福州日上廟堂論楮幣利害劄子」には、嘉定十年（二二二七）頃の様子を伝えて

独是豪宗富室之藏楮者、驟見折閱、下至中産、更相附和、不肯藏蓄、得官会者、惟恐用之不早、遂至散溢于外。とあり、官会即ち会子の価値が下落するのを目の当たりにした人々は、それがいつ紙屑になるかわからないという懸念から、会子を入手しても手元に残さず、早急に使用するようになったと記されている。これは臨安ではなく、地方の状況であろうが、前述の如く、臨安でも端平年間以降、会子の価値下落が進行しているから、恐らく同様の事態が起こったと推察される。会子の界制は、これも前述した通り淳祐七年（一二四七）に廢止されたが、そのことが会子の価値保蔵手段としての機能を強化させたとは考え難い。価値が下落するにしたがい、会子は一時的な価値保蔵手段としても使用されなくなっていくたであろう。また価値の低落とともに、会子が贈与の手段として使用されるケースも減少していったと思われる。しかし南宋末の臨安において、元末のような、紙幣価値が暴落して実際に紙屑となり、物々交換が行われるといった事態が発生した形跡は認められない。会子は交換手段としては、南宋が滅亡するまで使用され続けたであろう。

おわりに

臨安では、会子は発行された当初から、官僚・兵士の俸給、和羅の代金支払い等に用いられていたが、淳熙年間

(一二七四～八九)以降、財政支出における使途が多様化しており、会子の発行額も増大したと見られる。増発の主な原因として、軍事費の増大をはじめとする財政支出の増大、鑄造の不振に起因する銅銭の供給不足等が指摘される。支出における会子の使途が多様化するに伴い、会子の使用者も皇族・官僚・兵士・商人等から下層の貧民にまで拡大していった。

政府は会子を発行した当初、銅銭との兌換によって会子を回収したが、不換紙幣である新会子を発行してからは専ら徴税を通じて回収した。そして臨安における会子の発行・流通量が徴税によって回収しきれないまでに膨張した場合には、財貨・有価証券等との交換を通じても会子を回収した。また会子の価値を維持するため、額面通りの使用を強制したり、臨安からの銅銭の帯出、臨安における銅銭の鑄つぶしを厳しく取り締まったりすることも行った。

臨安では商業活動が他の都市よりも活発で、会子に対する需要が多かったこと、皇帝・南宋政府のお膝元であるため会子の信用が高く、且つ運用に対する管理統制が容易であったこと、銅銭の流通量が比較的豊富であったこと、財貨や有価証券等との交換を通じて会子の流通量が適正に制御されていたこと等により、会子の価値は南宋領内で最も高く、会子は交換手段として盛んに用いられただけでなく、贈与や物価表示等の手段としても用いられた。ところが端平年間(一二三四～三六)以降、臨安における会子の発行・流通量が徴税や財貨・有価証券との交換を通じて回収可能な範囲を超えてしまったこと、界制の混乱や度重なる平価切り下げが会子の信用を失墜させたこと等により、臨安においても会子の価値下落が進んだ。それに伴い、物価の騰貴等の混乱も発生したのであろう。しかし臨安が比類なき経済発展をとげたことのできた背景には、会子の発行によって、一定以上のまとまった額の支払いや決済に便利な貨幣が潤沢に供給されたという事情があったと思われる。

臨安は都であり、南宋の都市の中でさえ特殊な位置にある。会子の価値が南宋領内において最も高く、使用状況が良好であったというのも、都という特殊な環境や条件に支えられていた面が大きく、臨安の事例からのみ、会子の功績や歴史的意義を評価することはもちろんできない。しかし臨安以外において、会子をはじめとする紙幣が増発されて価値下落し、物価騰貴を引き起こして社会や経済を混乱させただけでは考え難い。特に都市部では、臨安ほどではないにせよ、いろいろな階層の人々が紙幣という新しい貨幣をしたたかに、それなりに使用しており、紙幣が社会や経済等の発展に寄与した部分は、想像以上に多かつたのではないかとも思われる。士大夫の貨幣観は金属主義的であるが故に、官僚の上奏文等において、会子をはじめとする紙幣の評価は総じて低い。今後は伝統的な貨幣観に脚色された史料に惑わされることなく、地域的な偏差等も考慮に入れながら、宋代の紙幣の具体的な使用状況を解明するとともに、紙幣が果たした役割とその歴史的意義をより正当且つ多面的に評価すべく、新たな史料の探索や方法的な面での工夫も含め、さらなる検討を進めることが必要となろう。

註

(1) 日野開三郎「南宋臨安府の私下会子について」(『社会経済史学』一一—一九、一九四一年、後『日野開三郎東洋史学論集』七、三一—三三書房、一九八三年に再録)、劉森「宋代会子の起源及其演變為紙幣的過程」(『中州学刊』一九九三年—三)、李延・林文勳「論南宋東南会子の起源」(『思想戦線』一九九四年—一)等。

(2) 代表的な論考として草野靖A「南宋行在会子の発展」上・下(『東洋学報』四九—一・二、一九六六年)、同B「南宋財政における会子の品搭収支」(『東洋史研究』四—一二、一九八二年)、同C「南宋東南会子の界制と発行額」(『劉子健先生頌寿記念宋史研究論集』)、同朋舎、一九八九年)、本田精一「南宋官会子の論理と実態」(『九州大学東洋史論集』二五、一九九七年)、汪聖鐸A「南宋各

界会子的起訖、数額及会価」(『文史』二五、一九八五年)、同B「南宋对会子的两次大规模称提」(『中国钱幣』一九九三年一)、同C「南宋貨幣史」下(社会科学文献出版社、二〇〇三年)、高聡明「宋代貨幣与貨幣流通研究」(河北大学出版社、二〇〇〇年)、葉世昌「論会子」(安徽省錢幣学会主編『東至関子鈔版暨南宋紙幣』黄山書社、二〇〇五年)、劉森「宋金紙幣史」(中国金融出版社、一九九三年)、徐吉軍「南宋臨安商工業」(人民出版社、二〇〇九年)等が挙げられる。また筆者も拙著「元朝貨幣政策成立過程の研究」(東洋書院、二〇〇〇年)において、会子を含む南宋の紙幣に検討を加えた。

(3) 以下、会子発行の経緯は、主として註(2)草野A・B論文に依拠する。

(4) 会子の界制・増発の経緯に関する専論として註(2)草野C・汪A論文があり、詳細な検討がなされている。

(5) 『宋会要』食貨六二―一六「京諸倉」、乾道三年六月九日条。

(6) 臨安の穀物倉については『咸淳臨安志』卷九「監当諸局」に解説がある。

(7) 『宋史』卷一七八食貨志「振恤」、景定元年条によれば、この時平糶倉に備蓄する米を調達するため、封樁庫の第十七界会子一千万貫余りを本錢として和糶が行われている。

(8) 『宋会要』職官二七―五四―五五「供奉」、淳熙八年閏三月二十八日条・八月二十一日条、十一年七月二十六日条、十二年十月二十三日条・十一月二十三日条、十三年四月十六日条・十二月四日条、十四年三月二十九日条、十五年八月二十五日条、十二月二十六日条。

(9) 『武林旧事』卷八「宮中誕育儀例略」。

(10) 『宋会要』礼九―三〇「大閱講武」、慶元二年十月十七日条、礼二五―二六―二七「郊祀賞賜雜録」、嘉泰三年十月二十八日条。

(11) 臨安の下層民については、拙稿「南宋臨安の下層民と都市行政」(『愛媛大学法文学部論集人文科学編』二二、二〇〇六年)において論じたので参照されたい。

(12) 以上は『宋会要』職官三〇―一五「提舉修内司」、淳熙十一年八月十九日条、職官一八一―一〇五―一〇六「国史日曆所」、淳熙十六年十二月二十六日条、食貨五二―二二「左藏封樁庫」、嘉泰二年十二月十三日条、戴植「鼠璞」卷上「椿券源流」、周密「癸辛雜識別集下」「機速房」に見える。

- (13) 以下は『夢梁錄』卷三「僧寺結制」、卷二「諸庫迎煮」、卷一「八日祠山聖誕」、『武林旧事』卷二「元夕」に見える。
- (14) 『武林旧事』卷二「元夕」の原文には「楮券」とあるが、当時の史料において「楮券」と表記されるのは通常東南會子のことである。また「官券」「官会」も東南會子の謂である。詳しくは草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題——鉄銭交子の廃復をめぐる——」（『東洋學報』四四—四、一九六二年）、七三頁の註(39)を参照されたい。
- (15) 『癸辛雜識前集』「施行韓震」。
- (16) 臨安の火災に関する專論として木良八洲雄「南宋臨安府における大火と火政」（『人文論究』四〇—二、一九九〇年）が、運河や飲料水に関する專論として西岡弘晃「南宋杭州の都市水利」（『中国水利史研究』二二、一九九二年、後『中国近世の都市と水利』、中国書店、二〇〇四年に再録）等が挙げられる。
- (17) 中嶋敏「北宋時代に於ける新鑄錢の上供と財庫」（『社会經濟史学』一一—三、一九四二年、後『東洋史学論集——宋代史研究とその周辺——』、汲古書院、一九八八年に再録）、著書の七四—七五頁。
- (18) 南宋時代の銅錢鑄造額については曾我部靜雄「南宋行使の銅錢について」（『社会經濟史学』一三—三、一九四三年）、中嶋敏「高宗孝宗兩朝貨幣史」（雜誌等に未発表、同右『東洋史学論集』に収録）、劉森「南宋銅錢監述略」（『中国錢幣』一九九三年—二）、汪聖鐸『兩宋貨幣史』上（社会科学文献出版社、二〇〇三年）等において検討がなされている。
- (19) 以上の記述は註(2)草野A論文上八—一頁、下六六頁に依拠する。
- (20) 知臨安府在任期間は『咸淳臨安志』卷四九「秩官」による。
- (21) 以下、榷貨務都茶場の手形の発売については註(2)草野B論文及び同「南宋時代の淮浙塩鈔法」（『史淵』八六、一九六一年）を参照した。
- (22) ここでいう関子とは南宋末に発行された紙幣金銀見錢関子ではなく、政府が発行する送金手形見錢関子のことである。
- (23) 上奏の冒頭に「国家頃置官会、所以与銅錢相濟其有無而為之用也。今涉三十余年、而其弊不一」とあり、この上奏は會子が発行されてから三十年余りが経過した時に行われたことが知られる。會子が発行された紹興三十一年から三十年余りと言えば、十二世紀末の紹興—慶元年間頃になる。

- (24) 註(2) 草野C論文二二八頁、汪A論文一四三頁。
- (25) この記事は『宋史』卷一八一食貨志「会子」に見える。なお食貨志が回収の行われたのを嘉定二年とするのは四年の誤りという(註(2) 草野C論文、二一九頁)。
- (26) 註(2) 草野C論文二二八頁、汪A論文一四三頁。
- (27) 時期はややずれるが、慶元(嘉泰年間(一一九五～一二〇四))頃の臨安における銅銭・銀の官定比価は、銀一兩＝銅銭三貫三百文であったという(加藤繁『南宋時代に於ける銀の流通並びに銀と会子との関係について』『東洋学報』二九一・三・四、一九四四年、後『支那経済史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録、『支那経済史考證』下の一四九頁)。
- (28) 以上、会子の使用に関する法令については註(2) 草野A論文下六一～七〇頁、同B論文一〇二～一〇九頁を参照した。
- (29) 『要録』六〇、紹興二年十一月庚午条。
- (30) 会子の価値については専論として註(2) 汪A論文があげられる他、例えば程民生『宋代物価研究』(人民出版社、二〇〇八年)等においても関連史料が広く収集されている。
- (31) 『蒙齋集』卷七「論会子劄子」。
- (32) 『宋史全文』卷二九、嘉泰元年四月甲申条、卷三〇、嘉定二年三月壬戌条、卷三三、嘉熙四年七月甲子条。
- (33) 註(2) 草野C論文、二二七頁。
- (34) 『宋史全文』卷三四、淳祐七年二月壬辰条。
- (35) 註(2) 草野C論文、二二一～二二五頁。
- (36) 『水心別集』卷一五末尾の自跋によれば、葉適が『水心別集』を記したのは淳熙乙巳(十二年)に蘇州から臨安へ赴いてより、慶元己未(五年)に病を得るまでの間である。
- (37) 史料中に見える金銭とは、字義通り金で铸造した貨幣ではなく、銅銭のことであろう。この「財計」中は、紙幣が発行されたことよって、銅銭が使用されなくなっていることを憂慮した内容で、文脈から判断しても銅銭と考えられる。
- (38) 会子の最低の額面は二百文であるから、会子を用いることができたのはそれ以上の額の支払いや決済においてであり、会子発行後

も二百文未満の零細な支払いに用いられた貨幣は銅銭であった。臨安の事例として真徳秀の『西山文集』巻四四「趙邵武墓誌銘」に嘉定年間（一二〇八―二四）のこととして「後（臨安府）尹趙公師巽加嚴洩錢之禁、有犯者悉錮之外棄。侯（趙宜伯）又謂、民愚無知情可憫、手疏二百余輩丐原之。且謂城外細民販鬻魚蝦菜果諸物、不過營求餉合、邏卒利其獲、亡多寡輒指為出境錢、既没入、又治舉而責之償、非所以矜困窮」とある。『咸淳臨安志』巻四八「秩官」によれば、趙師巽が臨安府であったのは、嘉定二年十一月―三年十二月の間である。

臨安の城外に住む細民は、蔬菜や魚介類等を城内に持ち込んで売っていた。因みにこうした人々の売る商品は極めて安価であり、一個が一文に満たないものさえあった（註（11）拙稿、一二二頁）。商品の代金は銅銭で支払われざるを得なかったであろう。ところが当時臨安では洩錢の禁、即ち銅銭の城門外への持ち出しが禁じられていたため、城門を管理する邏卒は、細民が売り上げとして得た僅かばかりの銅銭を城門外へ持ち出そうとするのまで違法行為（出境錢）と見なし、処罰しているというのである。会子が発行された後も、臨安では零細な支払いに銅銭の用いられていたことがうかがえよう。

(39) 斯波義信『宋代江南經濟史の研究』（東京大学東洋文化研究所、一九八八年）、三二二頁。

(40) 因みに岳珂の『程史』巻三「機心不自覺」に「秦檜在相位、頤指所欲、為上下奔走、無敢議者。曹泳尹天府、民間以乏見讞告、貨壅莫售、日鬻而爭。因白之檜、檜笑曰、易耳。即席命召文思院官、未至、趣者絡繹、奔而來、亟諭之曰、適得旨、欲變錢法、煩公依旧夾錫樣鑄一緡、將以進入、尽廢見鑄不用。約以翌午畢事。院官不敢違、唯而退、夜呼工鑄液、將以及期。富家聞之大窘、尽輦宿藏、爭取金粟、物価大昂、泉溢于市。既而様上省、寂無所聞矣」とある。これは曹泳が知臨安府であった時の様子を伝える史料である。曹泳の知臨安府在任期間は紹興二十三年（一一五三）十月―二十五年十月であり、『咸淳臨安志』巻四七「秩官」、秦檜が宰相として専権を振るった時期（紹興八年三月―二十五年十月）の末期に相当する。なお曹泳は秦檜の息子秦熈の妻の兄である。この史料によれば、当時臨安では富家の退蔵によって銅銭の流通量が不足し、商業活動の停滞を招いた。そこで秦檜が夾錫錢を新たに鑄造し、現在使用されている銅銭の使用を禁止すると言った途端、富家は退蔵していた銅銭が使えなくなるのを恐れ、慌てて金粟と交換したため、銅銭が流通界に出てきたというのである。

また張端義の『貴耳集』巻中には「京下忽闕見錢、市間頗皇皇。忽一日秦會之呼一鑄工櫛髮、以五千当二錢犒之、諭云、此錢數日

間有旨不使、早用了。鑄工親得鈞旨、遂与外人言之。不三日間、京下見錢頓出。此宰制天下之小術也」とある。これも秦檜の専權時代のことであろうが、やはり臨安で銅銭が不足しているさ中、当二銭の使用が禁止されると秦檜が述べたところ、それが外部に伝わり、退蔵されていた当二銭がたちまち流通界に現れたという。当二銭が使用できなくなることを恐れた退蔵者が他物と交換したのである。これらの史料は、管見の限り他に関連記事がなく、恐らく秦檜の權勢を強調するためにつくられたエピソードの類と推測され（岳珂は岳飛の子孫である）、内容には誇張が含まれていると見なければならぬ。しかしこのような史料が残っていることからすると、会子が発行される以前の臨安において、流通する銅銭の量が交換手段としての需要を満たすには不十分であり、商業活動に支障をきたすという問題が時に発生していたことは、事実として受け取って差し支えないように思われる。会子の発行によって、少なくともそうした問題は解消された筈である。

(41) 『夢梁録』の著者呉自牧は生没年不詳であるが、南宋末〜元代の臨安（杭州）に生きた人であり、『夢梁録』の序文は元の元統二年（一二三四）に書かれたという（梅原郁訳注『夢梁録』三、平凡社、二〇〇〇年、三七四〜三七六頁）。従って『夢梁録』の記事は南宋の臨安に関するものが多いと考えられるが、端平年間以降、臨安でも会子の信用が低落し、価値下落が進んでおり、そうした状況の中で、会子が贈与の手段として使用されていたとは考え難い。この部分の記事は南宋末ではなく、会子の信用・価値が安定していた頃の様子を伝えているのであろう。

(42) 『武林旧事』の著者周密は紹定五年（一二三二）に生まれ、元の大徳二年（一二八九）に没しており、『武林旧事』は元代初期に成ったといわれている。

(43) 註(41)においても述べたように、『夢梁録』の序文は元統二年に記されたと見られるから、『夢梁録』の本文はその頃か、或いはそれ以前、元代に入ってから十三世紀の末〜十四世紀の初め頃に書かれたと推定される。

(44) この点については宮澤知之「宋代の価格と市場」（『宋元時代史の基本問題』、汲古書院、一九九六年、後『宋代中国の国家と経済』、創文社、一九九八年に再録）、汪聖鐸「南宋晚期物価考論」（『文史』二〇〇四年一）等において詳しい検討がなされている。宮澤論文によれば、銅銭が表示する物価の騰貴は、会子が表示する物価の騰貴の半分であるという（『宋代中国の国家と経済』、四七四〜四七六頁）。

- (45) 『歴代名臣奏議』卷六七「治道」所載の、鄭介夫が大徳七年に行つた上奏に「紙之為物、安能長久。五年之間、昏爛無余」とあり、元代の紙幣の耐用年数は五年程度であつたことがわかる。宋代の紙幣の耐用年数も恐らく同様であつたろう。
- (46) 界制の混乱については註(2) 草野C論文・汪A論文において詳細な検討がなされている。